

# 一般社団法人SACHiプロジェクト定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人SACHiプロジェクトと称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人は、難病児・障害児を全人的に支援するための研究及び国内外の関係諸団体との協働を通して、全ての子どもとその家族の医療、教育、保育、福祉等の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 難病児・障害児支援の研究及び協働事業
- 2 難病児・障害児支援の改善・促進事業
- 3 難病児・障害児支援活動の運営事業
- 4 難病児・障害児の就学・進学・就労支援事業
- 5 難病児・障害児支援活動の社会連携事業
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、当法人の経費を負担しなければならない。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- 4 除名されたとき。
- 5 総社員の同意があつたとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事の選任又は解任
- 3 理事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上5名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員の解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基 金

(基金の拠出等)

第25条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月末日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 高山 千弘

設立時代表理事 高山 千弘

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大阪市鶴見区

　　設立時社員 本田 香織

住 所 大阪市城東区

　　設立時社員 河田 宏一

住 所 東京都世田谷区

　　設立時社員 高山 千弘

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人SACHiプロジェクト設立に際し、社員高山千弘外2名の定款作成代理人である勝司法書士法人代表社員勝猛一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年2月1日

設立時社員 本田 香織

設立時社員 河田 宏一

設立時社員 高山 千弘

上記社員3名の定款作成代理人

勝 司法書士法人 代表社員 勝 猛一

